

ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

筑波大学人文社会ビジネス科学学術院法曹専攻（以下「当法科大学院」という。）は、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に高度専門教育の場を提供することで多様な人材を法曹界に導くことを基本理念とし、1. に掲げる能力および資質等を修得していることを2. で示す方法で確認し、修了の認定を行い、法務博士（専門職）の学位を授与します。

1. 修得する能力・資質等

- ① 社会人として既に獲得した知識・経験・技能を法曹としての実務の中に活用できる能力。
- ② 豊かな人間性と感性を備え、法曹として高い倫理観を備えていること。
- ③ 専門的な法知識を具体的な紛争解決に応用する能力、既存の考え方を批判し、新たな問題を柔軟に解決できる能力。
- ④ 先端的な法分野について十分に理解し、社会の発展に貢献できる能力。

2. 修得した能力・資質の判定方法

当法科大学院を修了するためには、以下①～③の要件をすべて満たさなければなりません。

- ① 所定の修業年限以上在学したこと。
- ② 修了要件単位数を修得すること。
- ③ 最終年次（長期履修学生にあっては長期履修 3 年目および 4 年目の通算）の GPA が 1.50 以上であること。

カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)

当専攻は、既に豊富な知識・経験・技能を有する有職社会人に高度専門教育の場を提供することで多様な人材を法曹界に導くとの基本理念に基づいて、下記のような、学修内容および学修方法、学修成果の到達目標、学修成果の評価方法により、教育課程を編成・実施しています。

1. 教育課程編成の考え方

当専攻では、ディプロマ・ポリシーに示された能力・資質を備えた人材を育成するため、有職社会人学生が日常において現実に割くことのできる極めて限定的な学習時間内において、法学の体系的知識を効果的に獲得するため、特に体系的知識が要求される法律基本科目群について、下記のとおり、三段階の科目体系を採用し、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等の修得を完結させることを目指しています。

2. 学修内容および学修方法

(1) 各年次における学修

① 1 年次

法律基本科目群のうち、行政法と商法を除く実定法基礎科目 14 科目の必修科目を開設し、わが国の現行実定法の基礎的部分を、有職社会人の法学未修者にとっても無理なく確実に理解できるよう配慮しています。また、必修科目として法曹実務基礎、選択科目として「基礎ゼミⅠ・Ⅱ」を開設し、法学未修者においても法学学修のスムーズなスタートができるよう配慮しています。

② 2 年次

実定法の各領域について、それまで学修した基礎知識を応用できる能力を養うため、演習科目（「憲法Ⅲ」、「民法Ⅶ」、「刑法Ⅲ」など）を必修科目として開設するとともに、「法曹倫理Ⅰ」、「法曹倫理Ⅱ」においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての知識・スキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得に十分に配慮しています。さらに上記諸科目で得た基礎知識と実務教育との間を架橋するため、法律実務基礎科目群の法務展開科目のうち4つの必修科目（「民事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「刑事訴訟実務の基礎Ⅰ」、「要件事実論Ⅰ」、「要件事実論Ⅱ」）を開設しています。

③ 3 年次

それまでの学修の総まとめとして、総合演習系科目（「憲法総合演習」など）を必修科目として開設する一方、「法務臨床科目」を選択必修科目として開設しています。また、2 年次および3 年次（特に3 年次）では、学生各自が目指す法曹モデルや各々の関心にしたがった発展学修ができるように、多様な展開・先端科目を開設しています。同科目群では、学生各自のニーズ、将来像に合わせたカリキュラムが選択できるように、その全てを選択必修科目としています。

(2) 長期履修制度

当専攻では開設以来、現役の有職社会人に対し広く法曹への門戸を開くという理念を具体化するため、長期履修制度を設けています。これは、職業上の都合により、標準修業年限では修了が困難と見込まれる場合には、学生からの申請に基づいて、法学未修者にあっては4 年間、既修者にあっては3 年間の長期履修を認めるもので、長期履修学生の場合、次年次への進級要件単位数や1 年度あたりの授業料が、標準修業年限で修了する場合よりも低く設定されており、有職社会人学生に対し、無理なく修学を続けることができる環境を提供しようとするものです。

3. 学修成果の到達目標

1 年次においては、法律基本科目のうち実定法基礎科目を必修科目として集中的に配し、わが国の法制度の大枠を確実に理解させることを目指しています。

2 年次においては、演習系科目を通じ、1 年次で履修した科目の枠組みを超えた横断的・

体系的理解とともに、「法曹倫理 I」、「法曹倫理 II」においてはもちろん、他の実務系科目等においても、法曹としての知識・スキル修得に留まらず、実務法曹としてふさわしい倫理の獲得を目指します。

3 年次においては、総合演習系科目及び実務系科目を通じ、3 年間の学修の総まとめと応用能力の錬成を行います。

1 年次生および 2 年次生にあっては、所定の単位数の修得とともに GPA が 1.5 以上であることが、次年次に進級するための要件となります。

さらに 1 年次生は、共通到達度確認試験を受験し、60%以上の正答率を得ること、60%以上の正答率を得られなかった科目がある場合または本試験の全部または一部科目を欠席した場合には、当専攻が実施する再試験または追試験にて該当科目を受験し 80%以上の正答率を得ることが、2 年次への進級要件となります。入学時から長期履修学生であった者は、2 年次から 3 年次への進級段階で上記要件が課されます。

4. 学修成果の評価方法

シラバスに明示した成績評価方法に従って成績評価を行います。成績評価のため、全科目とも期末試験を実施するとともに、平常点を加味して成績評価を行う科目においては、単なる出席点ではなく、授業における質疑応答の内容、小テスト、レポート等を勘案して評価することとしています。成績評価は、出席要件を満たすことを前提に、所定の評価割合に関するガイドラインに従って行われます。

当専攻では、上記の成績評価の基準に従った成績評価が行われていることを確保するために、以下のような措置を講じています。

① 学生による成績評価根拠の照会制度

成績評価に対して説明を希望する学生に対しては、授業担当教員に対して成績評価の根拠について説明を求める機会を設けています。さらに、授業担当教員の回答後も、なお成績評価に対して不服の申し出があった場合は、授業担当教員および申出人からのヒアリングの上、教員会議で協議し、然るべき回答を当該学生に対して行うこととしています。

② 採点基準、採点講評および成績分布表の開示

各科目の採点基準、採点講評および成績分布表を、学内者専用サイトを通じ、学生に対して開示しています。

5. カリキュラムの改善

当専攻においては、教育内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を図るための組織的・継続的取組みの 1 つとして、専任教員全員を構成員とする F D 会議を設置し、活動しています。また、こうした取組みの実効性を高めるために、FD 会議内に公法系科目部会、民事系科目部会、刑事系科目部会及び実務系科目部会の 4 部会を設け適宜各部会を開催しています。

アドミッション・ポリシー(入学者選抜方針)

<求める人材>

社会人としての実務経験等を有する者であって、法的な問題を発見し、理論的に分析する能力を獲得することによって、将来、すでに獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能とを結びつけて、リーガル・サービスを提供し得る能力を有する者。

<入学者選抜方針>

【法学未修者】

① 1次試験：筆記試験

筆記試験（論文）の点数により合格者を決定しています。

この筆記試験では、理論的に分析する能力や社会人経験を通して獲得した知識・経験・技能と法的な知識・技能を結び付けてリーガル・サービスを提供し得る能力の有無を判断するため、読解力、論理的思考力、分析力、論述能力を適確に評価できる問題を出題しています。

② 2次試験：口述試験及び書類審査（1次試験合格者のみ対象）

口述試験では、論理的思考力や法曹になるための資質、高い志、熱意の有無等を評価しています。

書類審査では、将来のリーガル・サービス提供の能力に資する知識・経験・技能の有無、リーガル・サービス提供に向けた意欲及び能力の有無を判断するため、出願時の提出書類に記載された、大学学部等での成績、顕著な語学資格、各種資格、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由を評価しています。

③ 最終合格者の決定

1次試験及び2次試験の結果を総合評価して合否（最終合格者）を決定しています。

【法学既修者】

① 1次試験（筆記試験）

筆記試験（法律科目論文）の点数により合格者を決定しています。

この筆記試験では、法的な知識及び技能に基づいてリーガル・サービスを提供し得るために必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを適確に評価できる問題を出題しています。

② 2次試験：口述試験及び書類審査（1次試験合格者のみ対象）

口述試験では、論理的思考力や法曹になるための資質、高い志、熱意の有無等を評価しています。

書類審査では、将来のリーガル・サービス提供の能力に資する知識・経験・技能・法的知識の有無、リーガル・サービスの提供に向けた意欲及び能力の有無を判断するために出願時の提出書類に記載された、大学学部等の成績、顕著な語学資格、各種資格、法律関係試験等の結果、志願者の社会人経験と本学・法曹志望理由を評価しています。

③ 最終合格者の決定

1次試験及び2次試験の結果を総合評価して合否（最終合格者）を決定しています。